道民活動センター「かでる2・7」への意見と質問について(回答)

2024年2月28日付けで頂戴しました、道民活動センター「かでる2・7」への意見と質問について、次のとおりご回答いたします。

まず、「シンポジウム実行委員会」のイベントについて、当センターの設置目的に即していると判断した理由を具体的に示すようとのご質問ですが、当センターは、北海道が設置した公の施設であるため、施設の利用を承認するかどうかの判断は、北海道立道民活動センター条例(以下「条例」という。)第9条の承認の基準に照らし、これに該当しないものは利用を承認することとなります。

条例第9条第1号の「利用の目的が道民活動センターの設置の目的に反するとき」に該当するかどうかですが、「設置の目的に反する」とは、積極的な意味でその目的を阻害するような場合を言うものと認識しており、当該シンポジウムはこれに該当するとは考えておりません。

条例第9条第2号の「公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」については、 申込者の利用目的が公の秩序、善良の風俗(公序良俗)に違反するため、道民活動センターの秩序を 乱すおそれのある場合をいうもので、例えば、催物が犯罪に該当する、若しくはそのおそれがある場 合が該当するものと考えており、これに該当するとは考えておりません。

条例第9条第3号の「施設等を損傷するおそれがあるとき」については、シンポジウムの主催者は、 過去にも多数利用して頂いており、そうした実績から施設等を損傷するおそれはないものと判断し ております。

条例第9条第4号の「管理運営上支障があると認められるとき」については、その利用者の行為により、他の利用者に著しく迷惑を及ぼしたり、施設を損傷又は汚染するおそれがある場合が当たりますが、これにも該当しないと考えております。

したがいまして、当センターは利用を承認したものであります。

次に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」第4条 に抵触するか否かについては、法解釈の専門家に判断をお尋ねいただきたいと存じます。

最後に、私共としましては、こうしたご指摘と真摯に向き合い、より適正な管理運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

意見箱プロジェクト事務局担当 北海道教育大学非常勤講師 小田原 のどか 様

北海道立道民活動センター支配人